

議案第154号

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740,558千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562,144,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		99,175,014	239,417	99,414,431
	1 国庫負担金	81,087,083	237,563	81,324,646
	2 国庫補助金	17,718,649	1,854	17,720,503
18 県支出金		25,483,743	289,186	25,772,929
	2 県補助金	3,402,867	289,186	3,692,053
21 繰入金		17,150,283	93,355	17,243,638
	2 基金繰入金	17,095,322	93,355	17,188,677
24 市債		53,983,700	118,600	54,102,300
	1 市債	53,983,700	118,600	54,102,300
歳入合計		561,403,793	740,558	562,144,351

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		53,996,561	66,597	54,063,158
	9 危機管理費	425,455	66,597	492,052
6 農林水産業費		1,536,649	314,744	1,851,393
	1 農業費	1,497,497	314,744	1,812,241
8 土木費		74,083,505	356,345	74,439,850
	4 都市計画費	24,045,054	356,345	24,401,399
10 教育費		87,857,844	2,872	87,860,716
	6 社会教育費	7,624,535	2,872	7,627,407
歳出合計		561,403,793	740,558	562,144,351

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	9 危機管理費	防災対策事業	39,000

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備 事業	1,031,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合 はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。	1,149,800	(補正前に同じ。)		